

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）
2.9.1に基づくものです。

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈の改正について

下記のとおり、消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈を改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈の改正について

2. 対象品目

- ・家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであって、9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る。）
- ・ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）

3. 趣旨及び目的

(1) 家庭用の圧力なべ及び圧力がまについて

製品本体又は取扱説明書に記載する使用上の注意事項として、下記の事項を追加する。

- ・取っ手をもつ際は、ミトン等を用いてやけどに注意する旨
- ・圧力調整装置及び安全装置の清掃方法
- ・ふたに取っ手があるものは、ふたを持って移動しない旨

(2) ライターについて

届出事業者の氏名又は名称及び登録検査機関の氏名又は名称、使用上の注意事項について、製品本体への表示を義務付ける。

4. 公布予定 平成30年7月

5. 施行予定 平成30年7月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省産業保安グループ製品安全課
TEL 03-3501-4707
FAX 03-3501-6201

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後